

資料提供

令和6年2月22日

課名：税務課

担当者：横田

内線：2318

電話：082-513-2329

広島県固定資産評価審議会の開催について

1 目的

令和6年度の固定資産評価替え（3年に1回）に当たり、県内の固定資産（土地）の提示平均価額を調整し、市町間の評価の均衡適正を確保するため、地方税法第401条の2の規定により「広島県固定資産評価審議会」を次のとおり開催します。

2 日時

令和6年3月1日（金）13：30～15：00（予定）

3 場所

広島県自治総合研修センター 第2研修室（広島市中区胡町4-21 朝日生命広島胡町ビル7階）

4 議題

令和6年度固定資産（土地）提示平均価額（案）について

5 固定資産の提示平均価額制度の概要

（1）提示平均価額の趣旨

- 固定資産の評価について、指定市町村にあつては都道府県間の評価の適正・均衡を図るため、土地の提示平均価額を総務大臣が算定し、都道府県を通じて市町村に通知します。

県内指定市町

田…安芸高田市、畑…尾道市、宅地…広島市、山林…廿日市市

- 指定市町村以外の市町村にあつては市町村間の評価の適正・均衡を図るため、都道府県知事が算定し、市町村に通知します。
- 都道府県知事は、提示平均価額を示すにあたって、固定資産評価審議会の意見を聞くこととされています。（地方税法第401条の2）

$$\text{提示平均価額} = \frac{\text{総評価見込額}}{\text{総地積}}$$

（2）対象となる固定資産

土地・・・田、畑、宅地、山林

- ※ 家屋については、固定資産評価基準改正により、令和8年度まで提示平均価額の算定に係る事務は停止されています。

6 会議の公開等

会議は傍聴できます（13時から受付開始）。

広島県固定資産評価審議会委員名簿

区 分	氏 名	職 業
委 員	こ だま ま み 児 玉 真 美	宅地建物取引士
"	たけ うち たか こ 竹 内 貴 子	建築士
"	たけ の うち けいすけ 竹 野 内 啓佑	海田町長
"	とう てん のり かず 當 天 紀 和	広島市財政局税務部長
"	に おう ず たけし 仁 王 頭 毅	不動産鑑定士 (一財)日本不動産研究所中四国支社長
"	にし かわ すずむ 西 川 進	広島国税局課税第一部長
"	ぬま た まさ ゆき 沼 田 政 行	広島法務局民事行政部長
"	ふく だ ゆみこ 福 田 由美子	広島工業大学教授
"	やま だ りえこ 山 田 理恵子	税理士

(注) 委員の順序は、五十音順である。